

社会福祉法人青森県コロニー協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県コロニー協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事等（以下「役員」という。）の役員報酬等の支給の基準について定める。

(常勤役員等の役員報酬)

第2条 理事長、専務理事以外の常勤役員については役員報酬及び役員の期末手当、役員
の寒冷地手当は支給しない。

2 理事長、専務理事については、役員報酬及び役員の期末手当、役員
の寒冷地手当を支給することとし、その役員報酬等については、別表1に定める額とする。

3 常勤役員の退職手当については「常勤役員の退職手当に関する規定」により支給する。

(非常勤役員等の役員報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、役員の
期末手当、役員
の寒冷地手当及び役員退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の役員報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する役員報酬等の額は、次の各号による役員報酬等の区分に
応じて定めるものとする。

(1) 役員報酬については、別表2に定める額とする。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する役員報酬等の支給の時期は、次の各号による役員報酬等の
区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 役員報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、
職員給与規定第46条の規定に準ずる。）

(2) 役員期末手当 毎年6月及び12月（当法人の職員に準ずる。）

(3) 役員寒冷地手当 毎年10月（当法人の職員に準ずる。）

(4) 退職手当 任期の満了、辞任（当法人の職員を兼ねる役員に関しては退職後）
又は死亡により退職した後2か月以内

2 非常勤の役員に対する役員報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営

のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 役員報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 役員報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から役員報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの役員報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの役員報酬を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める役員報酬の支給の基準として公表する。

（補足）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日より実施する。
2. 別表1・2は平成29年4月1日より定款細則で実施されている。

別表1 (常勤役員等の報酬)

(1) 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000円
専務理事	月額 80,000円
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき職員給与を支給する。

(2) 常勤役員等の期末手当

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 1か月分
専務理事	報酬月額 × 1か月分
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき期末手当を支給する。

※但し、業績により支給率の増減あるいは支給日の繰り延べ、または支給しないことがある。

(3) 常勤役員等の寒冷地手当

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
専務理事	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき寒冷地手当を支給する。

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,463円

(2) 監事

	日 額
評議員会、理事会への出席	15,463円
法人監査への出席	20,618円

(3) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,463円

※但し、法人の職員等は無報酬とする。

(4) 第三者委員

	日 額
委員会への出席	8,000円